

「VFMに関するガイドライン」改正案

改正事項

- ・特定事業の選定の際に行われる客観的評価としてのVFMの算定・公表については、基本構想や基本計画時に算出された参考VFMや簡易VFMをもって行うことが可能。
- ・VFMの算定の際にPSCとPFI-LCCの精緻な比較が義務付けられているわけではないことを記述。

【改正部分】

一 VFM 評価の基本的な考え方

3 VFM評価を行う時点等

- (1) VFM の評価は、基本方針に従い、特定事業の選定に当たって必ず行われなければならない。
- (2) また、上記 1 (10)で述べたとおり、VFM評価は事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階において実践を試み、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。この意味では、導入可能性調査を実施する段階においてもVFM評価を行うことが必要である。
- (3) また、事業者選定時点においても、(略)
- (4) VFM の評価に当たっては、下記二以降の事項に留意の上、その時点において算定が可能である範囲において極力精度を確保するものとする。なお、この際、算定のために多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する。一方で、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていくことが重要である。
- (5) 例えば、事務庁舎の整備等のPFI事業のように、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運營業務の内容が定型的な事業であり、過去に同種事業の実績が数多く存在するものについては、事業の企画段階においては、類似の前提条件により算出された過去のPFI事業のVFMの実績(以下「参考VFM」という。)や、過去の実績値等を用いて算出したVFM(以下「簡易VFM」という。)により客観的な評価が可能であると考えられる。また、特定事業評価の段階においても、参考VFMや簡易VFMにより客観的な評価が可能であると考えられ、精度向上を図る場合においても、予定価格の算出に必要な精度に合わせたPFI事業のLCCの算定によりVFM評価を行うことが適当である。

【その他の関連部分】

一 VFM 評価の基本的な考え方

1 VFM とは

- (10) また、VFMは単に計算すればよいというものではなく、事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階において、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。その際には、各段階の状況を適切に反映させつつ段階的に評価を試みることが必要である。このような観点からみた場合、VFM評価における導入可能性調査の役割は極めて重要である。